

## むつ市議会第212回定例会会議録 第7号

議事日程 第7号

平成24年6月22日（金曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第38号 むつ市市民協働まちづくり会議条例
- 第2 議案第39号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例
- 第3 議案第40号 町の区域の変更について
- 第4 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 第5 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成23年度むつ市水道事業会計補正予算)
- 第6 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第7 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第8 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第9 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成24年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

#### 【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第10 議員提出議案第3号 基地対策予算の増額等を求める意見書
- 第11 議員提出議案第4号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

17番	村	中	徹	也
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教員	高	瀬	厚	太	郎	教育長	遠	島		進
委員	遠	藤	雪	夫		代査委員	小	川	照	久
公管	伊	藤	道	郎		財務部長	下	山	益	雄
業者	奥	川	清	次	郎	保健福祉部長	松	尾	秀	一
総務	澤	谷	松	夫		建設部長	鏡	谷		晃
策	布	施	恒	夫		大畑庁舎長	工	藤	治	彦
部長	猪	口	和	則		会管総政理事	大	橋		誠
経	氣	田	憲	彦		計者務部	星		久	南
済						理出納室				
部						長				
長						員				
川						長				
内						員				
所						長				
協						員				
野						長				
所						員				
長						長				
選						員				
委						長				
事						員				

農委會  
農務局  
局長

山口勝美

教育部長

齋藤秀人

公營企業  
局水道  
局長

齊藤鐘司

總政政推市民  
策進連

花山俊春

財政推  
務進  
部策監

石野了

民政推  
生進  
部策監

竹山清信

總政總  
務課  
務部長

柳谷孝志

總政總  
務課  
務部課幹  
務部課幹

野藤賀範

財政  
務課  
部長

氏家剛

總政總  
務課  
務部課查  
務部課查

栗橋恒平

事務局職員出席者

事務局長

須藤徹哉

次長

柳田諭

總括主幹

濱田賢一

主任主查

小林立睦子

主任主查

石田隆司

主任主查

村口睦一

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

6月13日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第7号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第9 委員長報告、

### 質疑、討論、採決

○議長（山本留義） 日程第1 議案第38号 むつ市市民協働まちづくり会議条例から、日程第9 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの9件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第38号、議案第40号及び報告第13号

について、総務教育常任委員長の報告を求めます。  
総務教育常任委員長。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案2件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月13日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第38号 むつ市市民協働まちづくり会議条例についてであります。理事者側から、市民協働・参画の推進に向けて必要な調査、研究及び審査を行う附属機関を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、委員の公募における若年層や職業別への配慮、会議の公開と結果の公表及び現時点で予定している部会についての質疑があり、理事者側から、公募については、市内在住の18歳以上を対象とし、応募者が17名以上あった場合は、十分に考慮しながら選考したいと考えており、職業別については考えていないが、団体分野に配慮し選任することも一つの視点として持っている。また、会議は原則公開とし、結果の公表については、ホームページ等に会議の概要等を可能な範囲で載せたいと考えており、部会については、現在、市民政策提案及び市民提案型の補助金を募集しているので、この部分で部会を設けて審査することを考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、委員の任期は2年とあるが、任命された委員は自動更新となるのか、2年

ごとに選任し直すのかとの質疑があり、理事者側から、2年経過後は再度公募し直す予定であるとの答弁がありました。

さらに、同じ委員から、この会議で審査検討された計画及び政策は、議会に諮ることになるのか、それとも市長専決となるのか、また、議会の権限を侵害するのではないかと質疑があり、理事者側から、この会議は、執行機関が政策を形成していく前段階での案を出していただくためのものであり、計画等の策定については、パンフレットとしてまとめ市民への広報をしていくこととなることから市長決裁となるかと思う。また、政策提案等を採択するかどうかについては最終的に市長の判断となるが、これに伴う条例及び予算等の必要な部分については、これまでどおり議会に提案し議決を得ることになるので、議会との関係において今までのスキームに変更はないとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、この会議の趣旨と具体的な流れについての質疑があり、理事者側から、市民協働のまちづくりをどのように進めていくかを検討するための会議であり、市民政策提案、市民提案型の補助金制度の審査及び市民向けの市民協働参画計画の策定や、予算への市民意見の反映と自治基本条例制定の要否の検討などを行うとの答弁がありました。

さらに、複数の委員から、類似する他の会議と同じ委員構成にならないよう、幅広く一般の方から意見を取り上げていただきたいとの要望がありました。

次に、議案第40号 町の区域の変更についてですが、理事者側から、農林水産省から青森県に所管換えされた国有林地をむつ市脇野沢九艘泊に編入するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、むつ市全体の面積と所有

権についての質疑があり、理事者側から、むつ市全体の面積に変更はなく、青森県の所有になっているとの答弁がありました。

次に、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴い、所要の条文整備をしたもので、主な改正点は、固定資産税の評価替えに伴い、土地に対する固定資産税の負担調整措置が平成24年度から平成26年度まで3年間延長されるほか、課税標準の特例措置等について、地域決定型の地方税制措置が設けられたこと、東日本大震災の被災者等が、自宅の滅失により土地を譲渡した場合の所得控除の特例に係る滅失要件の緩和及び譲渡期限の延長がなされたこと及び公的年金等以外の所得を有しなかった者が、寡婦控除を受けようとする場合に申告書の提出が不要になったとの説明がありました。

これに対し委員から、負担の増減はあるのかとの質疑があり、理事者側から、増減ということではなく、税の軽減に係る特例措置等が拡大あるいは期限延長となる趣旨であるとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、報告第12号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） 産業建設常任委員会に付託されました報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月13日、関係局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました報告につきましては、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程について申し上げます。

報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成23年度むつ市水道事業会計補正予算を専決処分したもので、水道事業建設改良工事4件を平成24年度に繰り越したことにより、平成23年度の工事にかかわる仮払消費税が減となったため、仮受消費税から仮払消費税を控除した額である消費税支払相当額が増額となり、支出予算に不足を生じたことから、収益的支出の支払消費税を900万円増額したものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第39号、報告第10号、報告第14号、報告第15号及び報告第20号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（20番 佐々木隆徳議員登壇）

○20番（佐々木隆徳） 民生福祉常任委員会に付託されました議案1件、報告4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月13日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第39号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算を専決処分したもので、後期高齢者医療保険料納付金の確定に伴い、歳出に不足が生じたため増額補正したものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税について、東日本大震災の被災居住用財産の敷地に係る譲渡要件の緩和及び譲渡期限延長の特例を適用するため、所要の条例改正を行ったものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を専決処分したもので、決算見込みにより歳入歳出それぞれ1億4,711万9,000円を減額補正したものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成24年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を専決処分したもので、平成23年度の医療給付費等の確定に伴い、平成23年度予算の歳

入に4億9,452万6,000円の不足が生じる見込みとなったことから、平成24年度予算の歳入を繰上充用したものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、仮に5年間で累積赤字を解消できなかった場合は、再度、保険税を値上げすることも考えているのかとの質疑があり、理事者側から、国保会計の社会環境が悪化する中では、国保税の税率を上げても収納額が必ずしもふえるという状況ではないため、会計内努力により被保険者の負担増につながることはなるべく避けていかなければならないと思っているとの答弁がありました。

また、別の委員から、5億円以上あった累積赤字の解消が思うように進んでいない理由についての質疑があり、理事者側から、被保険者の減少及び所得低下による調定額の減額が上げられるが、前期高齢者交付金が2年連続で合計約2億7,000万円の減額精算となっていることが大きな要因となっている。しかし、平成24年度からは減額精算とならない予定のため、財政上の改善が図られるものと考えているとの答弁がありました。

さらに、別の委員からは、この赤字問題は5億円が10億円になる可能性もあるので、次の世代に負担を残すことにならないようにきちんとした形で赤字解消計画を実践していただきたいとの要望がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時30分まで暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました3議案6報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

#### ◇議案第38号

○議長（山本留義） まず、議案第38号 むつ市市民協働まちづくり会議条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第39号

○議長（山本留義） 次は、議案第39号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第40号

○議長（山本留義） 次は、議案第40号 町の区域の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇報告第10号

○議長（山本留義） 次は、報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第10号は委員長報告のとおり承認されました。

#### ◇報告第12号

○議長（山本留義） 次は、報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成23年度むつ市水道事業会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第12号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第13号

○議長(山本留義) 次は、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第13号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第14号

○議長(山本留義) 次は、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第14号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第15号

○議長(山本留義) 次は、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第15号は委員長報告のとおり承認されま

した。

◇報告第20号

○議長（山本留義） 次は、報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成24年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第20号は委員長報告のとおり承認されました。

◎日程第10～日程第11 議員提出議案

上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第3号

○議長（山本留義） 次は、日程第10 議員提出議案第3号 基地対策予算の増額等を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。10番石田勝弘議員。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 議員提出議案第3号 基地対策予算の増額等を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

しかし、基地関係市町村は、長期に渡る景気低迷による地域経済の著しい疲弊や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきた経緯がある。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止、軽減のため国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されている。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成25年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに

に、各事業の補助対象施設及び範囲の拡大等の適用基準の更なる緩和を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長としたいと思っております。ご了承願います。

#### ◇議員提出議案第4号

○議長（山本留義） 次は、日程第11 議員提出議案第4号 ころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。25番白井二郎議員。

（25番 白井二郎議員登壇）

○25番（白井二郎） 議員提出議案第4号 ころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。しかし現在の我が国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民のころの健康危機」といえる状況にあります。ひきこもり・虐待・路上生活など多くの社会問題の背景にも、ころの健康の問題があるといえます。

しかし日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたころの健康についての国民ニーズに応えられるものではありません。

世界保健機関（WHO）は、病気が命を奪う生活を障害する程度を表す総合指標（障害調整生命年（DALY）：disability adjusted life years）を開発し、政策における優先度を表す指標として提唱していますが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになりました。精神疾患は、それに続くがんと循環器疾患と合わせて三大疾患の一つといえます（WHOの「命と生活障害の総合指標」による）。

欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められていますが、日本ではそうし

た重要度にふさわしい施策がとられてきていません。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要です。

よって国におかれては、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長としたいと思います。ご了承願います。

### ◎閉会の宣告

○議長（山本留義） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第212回定例会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会